

令和8年度 東広島働く人の健康づくりプロジェクト
(健康づくり推進事業所認定制度) 実施要領

東広島市健康福祉部医療保健課

令和8年4月

1 事業名

東広島働く人の健康づくりプロジェクト

2 背景と目的

青壮年期は、仕事や子育てなどが中心の生活であり、自己の健康管理がおろそかになりやすいという特徴がある。また、市民アンケート調査からも、食生活や運動、歯と口のケアなど、生活習慣に多くの課題が見られている。

この青壮年期の健康意識の向上は、ワーク・ライフ・バランスによる幸福感向上や、次の高齢期の生活機能の維持や疾病予防の点からも重要であり、働く人個人の取組みとともに、働く職場である事業所の健康経営が不可欠と考えられる。

以上のことから、「東広島働く人の健康づくりプロジェクト」として、「健康づくり推進事業所認定制度」「職場で健康講座」などの各種事業を展開していくものである。

3 第3次東広島市健康増進計画の位置づけ

戦略Ⅱ 健康意識の向上・病気の予防と重症化予防

テーマ3 働く人の健康づくり

目指す姿 「健康的な環境の中で、ワークライフバランスが取れています。」

■ ■ 数値目標 ■ ■

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
就労している人の内、週60時間以上の労働をしている雇用者の割合	14.3%	10%以下	市民アンケート調査 国指標 5%(R14)
健康づくり推進事業所のうち、対象者の70%以上ががん検診を受診している割合	44.4%	R4 100%	医療保健課

4 今年度の取組み目標

- (1) 「健康づくり推進事業所認定制度」へのエントリー事業所（以下、「エントリー事業所」という。）の増加（目標：130か所。令和7年度時点で85か所。）
- (2) 市内事業所の健康経営への関心を高める。

5 事業内容

- (1) 「東広島働く人の健康づくりプロジェクト認定事業所（以下、「認定事業所」という。）」の認定

ア 対象

市内に住所を有し、市税（本市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方交付税、所得税または法人税の未納がない事業所。

※事業所とは、市内に営業所、事業所、事務所等を有する企業、公益法人、NPO法人及び個人事業主。

イ 方法

(ア) 参加登録

- ・事業所は、医療保健課に登録申請書を提出し、参加登録（エントリー）をする。
（様式第1号 東広島働く人の健康づくりプロジェクト 健康づくり推進事業所認定制度登録申請書）
- ・エントリーした事業所を、「エントリー事業所」という。
- ・エントリーは、無期限有効とする。
- ・エントリーは、随時受け付ける。

(イ) 実施

エントリー事業所は、「健康づくりポイント（通称：わくまるポイント）（別添1）」を参考に、合計500ポイント以上を目指して健康づくりに取り組む。

- ・取組み期間：令和8年4月1日から令和9年1月31日まで。

(ウ) 報告書の提出

- ・エントリー事業所は、市へ報告書を提出する。
（様式第2号 健康づくり推進事業所認定制度 取組報告書）
- ・提出期間：令和9年1月18日から2月19日まで
- ・提出先：健康福祉部 医療保健課

(エ) 審査及び認定

- ・市が報告内容の審査を行い、「認定事業所」を決定する。
- ・審査期間：令和9年3月2日から3月31日。

(オ) 「認定証」と「認定マーク」授与

- ・市は、認定事業所へ「認定証」と「認定マーク」を授与する。
- ・認定期間中は、「認定マーク」を名刺・チラシ等の印刷などに活用できる。
- ・認定日：令和9年4月1日
- ・認定期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日（1年間）

(カ) その他

- ・エントリーの取り消す場合、エントリー事業所は取消届出書を提出する。
（様式第6号 東広島働く人の健康づくりプロジェクト 健康づくり推進事業所認定制度取消申請書） ※様式第3～5号については、「令和8年度 東広島働く人の健康づくりプロジェクト（職場の健康づくり支援）について」別途起案済。

ウ 公表

- ・市ホームページ等で「認定事業所」一覧と取組内容等を公表する。

(2) 「東広島働く人の健康づくりプロジェクト優良認定事業所（以下、「優良認定事業所」という。）」の認定

ア 対象

3年連続「認定事業所」に認定された事業所

イ 内容

- ・優良認定事業所表彰式の実施（市長表彰）

ウ 公表

- ・市ホームページ等で「優良認定事業所」と取組内容等を公表する。
ただし、「優良認定事業所」の認定後、「認定事業所」の基準を満たさない年度は、

「優良認定事業所」として公表しない。

(3) エントリー事業所への健康づくり支援

ア 対象

エントリー事業所

イ 内容

- ・「職場で健康講座」の実施（年2回まで）別途起案する
- ・健康づくり情報や資料の提供
- ・健康課題への相談支援

ウ ニュースレターの発行

対象	エントリー事業所
実施回数	年2回程度
周知方法	・エントリー事業所へメールまたは郵送 ・市ホームページ、SNS（課 Instagram、LINE 等）等への掲載

6 事業評価

- ・エントリー事業所の増加（目標：エントリー事業所130か所）
- ・認定事業所の健康づくりの取組み項目の実施率の増加
- ・健康づくり推進事業所のうち、対象者の70%以上ががん検診を受診している割合

7 根拠法令等

- ・第3次東広島市健康増進計画
健康づくりの戦略Ⅱ 健康意識の向上・病気の予防と重症化予防
テーマ3 働く人の健康づくり
- ・第2次東広島市自殺（自死）対策計画
自殺（自死）対策の戦略Ⅱ 相談・支援につながる体制づくり
テーマ 悩みやストレスの原因解決・解消に向けた支援（くらしを守る）
(1) 多様な相談・支援体制の構築
②ライフステージに応じた支援（エ 勤労者・経営者への支援）